第 ４４ 回

吉 川 市 都 市 計 画 審 議 会

(参 考 資 料)

令和６年１１月２７日（水）
吉川市役所３階　３０４・３０５会議室

目　次

議第８２号　越谷都市計画下水道の変更について（吉川市決定）・・・・・・・・・・・1

下水道計画の一部変更について（木売落し管路調整池の廃止）・・・・・・・・・・・2

現況写真 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

議第８３号　吉川市都市計画審議会運営規程の改正について（審議会決定）・・・・・4

吉川市都市計画審議会運営規程（改正後全文）・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

議第 82 号(参考資料)

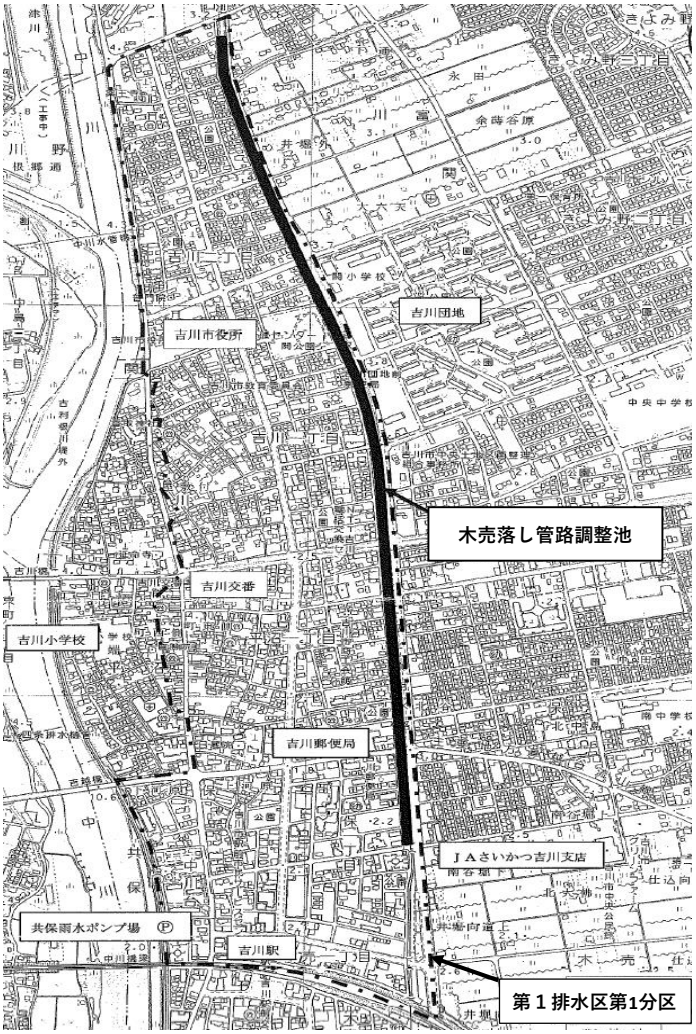
越谷都市計画
下水道の変更について

(吉川市決定)

下水道計画の一部変更について（木売落し管路調整池の廃止）

現在の下水道計画

吉川駅北口地域の第１排水区第１分区（右図の ━・━ 区域）では、大雨時に浸水被害が発生する状況にあることから、さくら通りと並行して流れている木売落しについて、JAさいかつ吉川支店付近から県道川藤野田線手前の区間まで、約2キロメートル（面積約16,400㎡）を活用し、「木売落し管路調整池」の築造計画を平成２９年６月に都市計画決定しました。



これまでの経過

木売落し管路調整池の都市計画を決定した後、事業化に向けて詳細な設計を進めたところ、建設費用が大きく膨らみ、浸水被害の軽減効果に対して十分な費用対効果が得られず、実現が困難との結論に至りました。

下水道計画の変更案

木売落し管路調整池計画の代案を検討してきたところ、中川への雨水排水量を増大することに、国の了解が得られたことから、共保雨水ポンプ場を増強し、浸水被害の軽減を図る計画を進めていきます。

この計画については、シミュレーションの結果、木売落し管路調整池を建設する計画に比べ、費用対効果の面でも優れたものとなっています。

なお、これにより「木売落し管路調整池」の都市計画は廃止します。

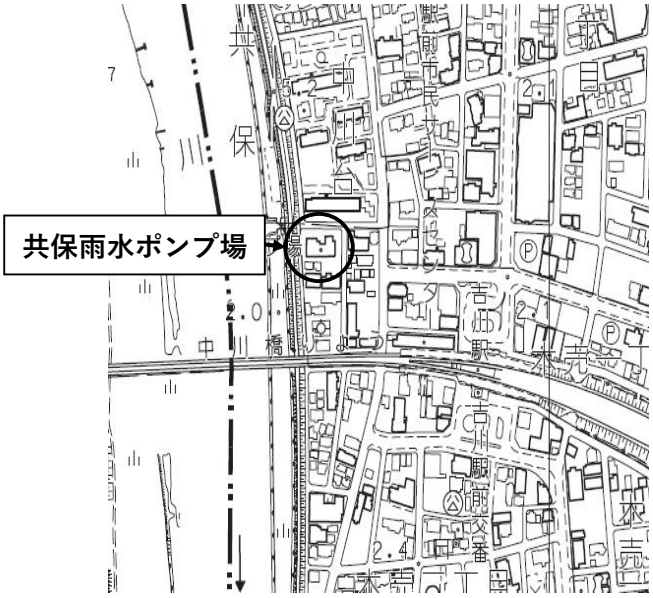
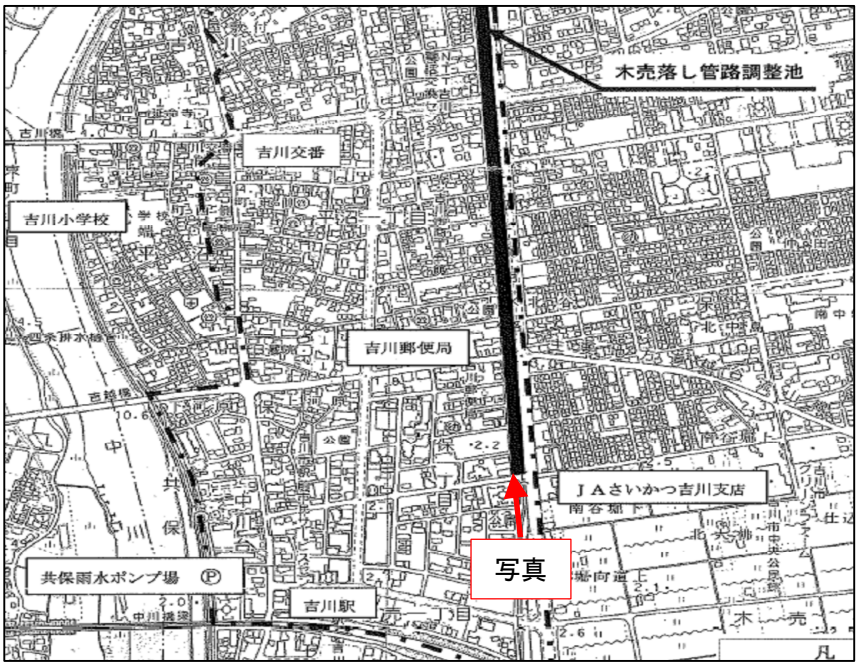


写真	摘要
	写真方向図
	写真 木売落し

議第 83 号(参考資料)

吉川市都市計画審議会
運営規程の改正について

(審議会決定)

吉川市都市計画審議会運営規程（改正後全文）

（平成１２年１１月２７日審議会議決）
（平成２５年１０月　８日審議会議決）
改正（令和　６年　　月　　日審議会議決）

（趣旨）

第１条　この規程は、吉川市都市計画審議会条例（昭和４４年吉川町条例第２０号。以下「条例」という。）第１０条の規定に基づき、吉川市都市計画審議会（以下「審議会」という。）及び吉川市都市計画審議会常務委員会（以下「常務委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員の任期）

第２条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　役員が欠けた場合において新たに選出又は指名された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代理）

第３条　条例第２条第２項第３号につき委嘱された委員に事故あるときは、当該関係行政機関及び埼玉県におけるその者の職務を代理又は補佐する者を議事に参与させ、又は決議の数に加えることができる。

（臨時委員及び専門委員）

第４条　臨時委員は、審議会に出席し会長の許可を得て、又は会長の求めに応じて意見を述べ、又は説明することができる。

２　専門委員は、会長の求めに応じて会議に出席し、調査結果について報告しなければならない。

（常務委員会）

第５条　常務委員会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が審議会の意見を聴き、指名する委員をもって組織する。

（１）学識経験のある者につき委嘱された委員　　２人以内
（２）市議会の議員につき委嘱された委員　　２人以内
（３）市民につき委嘱された委員　　２人以内

２　吉川市都市計画審議会条例第７条第１項の規定により常務委員会が処理する軽易なものは、次に掲げる都市計画の変更とする。

（１）都市計画の名称の変更
（２）生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１４条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限の解除がなされた場合の変更

３　前項に規定する事項に関する処理は、常務委員会の決議をもって審議会の決議とする。

４　会長は、前項に規定する決議をした際は、これを委員に速やかに報告しな

ければならない。

（招集）

第６条　会長は、審議会又は常務委員会開催の日の７日前までに、招集の日時、場所及び審議事項を委員並びに当該審議事項に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

（会議の公開等）

第７条　審議会及び常務委員会の会議の公開は、吉川市市民参画条例施行規則に定めるところによる。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成１２年１１月２７日から施行する。

（市民につき委嘱された委員が選任されていない場合の特例）

２　市民につき委嘱された委員が選任されていない場合の常務委員会は、学識経験のある者につき委嘱された委員４人以内、市議会の議員につき委嘱された委員２人以内で組織する。

附　則

１　この規程は、平成２５年１０月８日から施行する。

附　則

１　この規程は、令和６年　　月　　日から施行する。